

自動車特定整備事業に関する手続き一覧表

申請等の原因 必要な書類等	変更申請				変 更										廃止	整備主任者			
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
	新規認証	認証の種類の変更	置対象の自動車の種類、整備及び装	業務の範囲の変更	事業者の氏名・名称	事業者の住所	事業場の所在地	事業場の名称	法人役員の氏名	作業場の間口・奥行・面積	事業の相続	事業を合併	事業の分割	事業の譲渡	事業の廃止	新規選任	氏名等の変更	解任	認証書の再交付
申請者(届出者)	事業者	事業者	事業者	事業者	事業者	事業者	事業者	事業者	事業者	事業者	相続人	新法人	新法人	譲受人	事業者	事業者	事業者	事業者	事業者
提出期間					30	30	30	15	30	30	30	30	30	30	30	15	15	15	
申請書等の種類	自動車特定整備事業の認証新規申請書(第1号様式)	○																	
	自動車特定整備事業の変更(届出・申請)書(第2号様式)		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
	自動車特定整備事業の廃止届出書(第3号様式)														○				
	整備主任者(選任・変更)の届出書(第4号様式)	○	※1	※1	※1											○	○	○	
	役員の変更届出書(第5号様式)									○									
	認証書再交付申請書(第11号様式)																		
添付書面	自動車整備士合格証書等の写し	○	※1	※1	※1											○			
	一酸化炭素及び炭化水素測定器に係る技術上の基準に適合していることを証する書面	※2	※3	※3	※3														
	申請者が個人の場合、住民票の写し、個人番号カードの写し等申請者を特定できる書面	○				○	○				○			○					
	申請者が法人の場合商業登記簿謄本	○				○	○		○		○	○	○	○					
	事業場の建築確認、事業場の不動産登記簿謄本等所在を証する書面	○						○											
	届出者が義務者であることが判る書面										○	○	○						
	譲渡の事実を証する書面													○					
	土地の使用に係る契約書(離れた作業場を有する場合に限る)	○	※5	※5	※5			○			○								
	共用設備に係る書面	○	※5	※5	※5			○			○								
その他必要と認められる書面※7	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
車両法第80条第1項第2号の宣誓書(第1号、2号、5号様式)	○	○	○	○					○		○	○	○						
事業場平面図の記載(第1号、2号様式) ※6	○	○	○	○			○			○									
事業場機器一覧表の記載(第2号様式)		○	○	○			○			○									
認証書の返付		○	○	○	○		○	○			○	○	○	○					○

※1 「原動機」の追加(二級シャシ整備士を整備主任者として選任している場合)、整備の種類の変更を伴う場合に限る
 ※3 新規認証時と変更がなければ不要。
 ※5 該当する場合に限る

※2 一酸化炭素及び炭化水素測定器が必要な事業場に限る。
 ※4 役員のみの変更であれば、5号様式を使用。
 ※6 寸法の単位はメートルとし、小数第3位を切り捨てる。面積は、小数第2位を切り捨てる。

※7 施行規則第3条第8号ハに掲げる作業を行う事業場に係る添付書面を含む。